　第８７号議案

　　幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

　上記の議案を提出する。

　　令和７年６月２６日

　　　　　　　　　　　　　　　　　品川区長　　森　　澤　　恭　　子

　　　幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

　幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成１２年品川区条例第３３号）の一部を次のように改正する。

　第１８条の３第１項中「一部」を「全部または一部」に改める。

第１８条の４第１項中「（次条において」を「（以下」に改める。

　第１８条の５の次に次の１条を加える。

（妊娠、出産等についての申出をした職員に対する意向確認等）

第１８条の６　教育委員会は、職員の育児休業等に関する条例（平成４年品川区条例第６号）第１８条第１項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

　⑴　申出職員の仕事と育児との両立に資するものとして規則で定める制度ま

たは措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の規則

で定める事項を知らせるための措置

　⑵　出生時両立支援制度等の請求等に係る申出職員の意向を確認するための

措置

　⑶　職員の育児休業等に関する条例第１８条第１項の規定による申出に係る

子の心身の状況または育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該

子の出生の日以後に発生し、または発生することが予想される職業生活と

家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資するものとして規則で定め

る事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

２　教育委員会は、３歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

　⑴　対象職員の仕事と育児との両立に資するものとして規則で定める制度ま

たは措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の規則

で定める事項を知らせるための措置

　⑵　育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための

措置

　⑶　対象職員の３歳に満たない子の心身の状況または育児に関する対象職員

の家庭の状況に起因して発生し、または発生することが予想される職業生

活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資するものとして規則で

定める事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

３　教育委員会は、第１項第３号または前項第３号に掲げる措置により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

　　　付　則

１　この条例は、令和７年１０月１日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

２　教育委員会は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、改正後の幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第１８条の６第２項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

　（説明）子育て部分休暇の取得形態を見直すほか、育児を行う幼稚園教育職員に係る意向確認等の措置を定める必要がある。